

ケアフェス 2015 説明会 開催案内

テーマ:「多様化する家族のかたち、ケアのかたち —あなたも、わたしもケアラー—」

9月27日(日)に上智大学・四谷キャンパスで、ケアフェス2015を開催する運びとなったことから、有志でその内容について審議してきました。本会ではケアフェス2015の概要について説明するとともに、この事業の目的に賛同し、参加を希望または検討される方々と共に実行委員会を組織して、実施に向けた準備を進めたいと思います。みなさん、どうぞ、ふるってご参加ください。

ケアフェス 2015 発起人一同*

E-mail: carefes2015@gmail.com

I. 開催概要

1. 日時: 2015年5月26日(火)18:30-20:00
2. 場所: 上智大学・四谷キャンパス3号館(1階)124教室 (四ツ谷駅前/東京都千代田区紀尾井町7-1)
3. キャンパスマップ: http://www.sophia.ac.jp/jpn/info/access/map/map_yotsuya

II. プログラム

本会は「説明会」(前半)と「第1回 実行委員会」(後半)の二部構成です。

1. 「説明会」の議事次第
 - (1) これまでの経緯(第1-10回)
 - (2) 今回の方針(第11回)
 - (3) 上智学院とのかかわり
 - (4) 収支予算
 - (5) 実行委員会規約
 - (6) 質疑応答
2. 「第1回 実行委員会」の議事次第
 - (1) 役員選出
 - (2) テーマ説明
 - (3) 会場構成
 - (4) 参加の仕方
 - (5) スケジュール
 - (6) 質疑応答

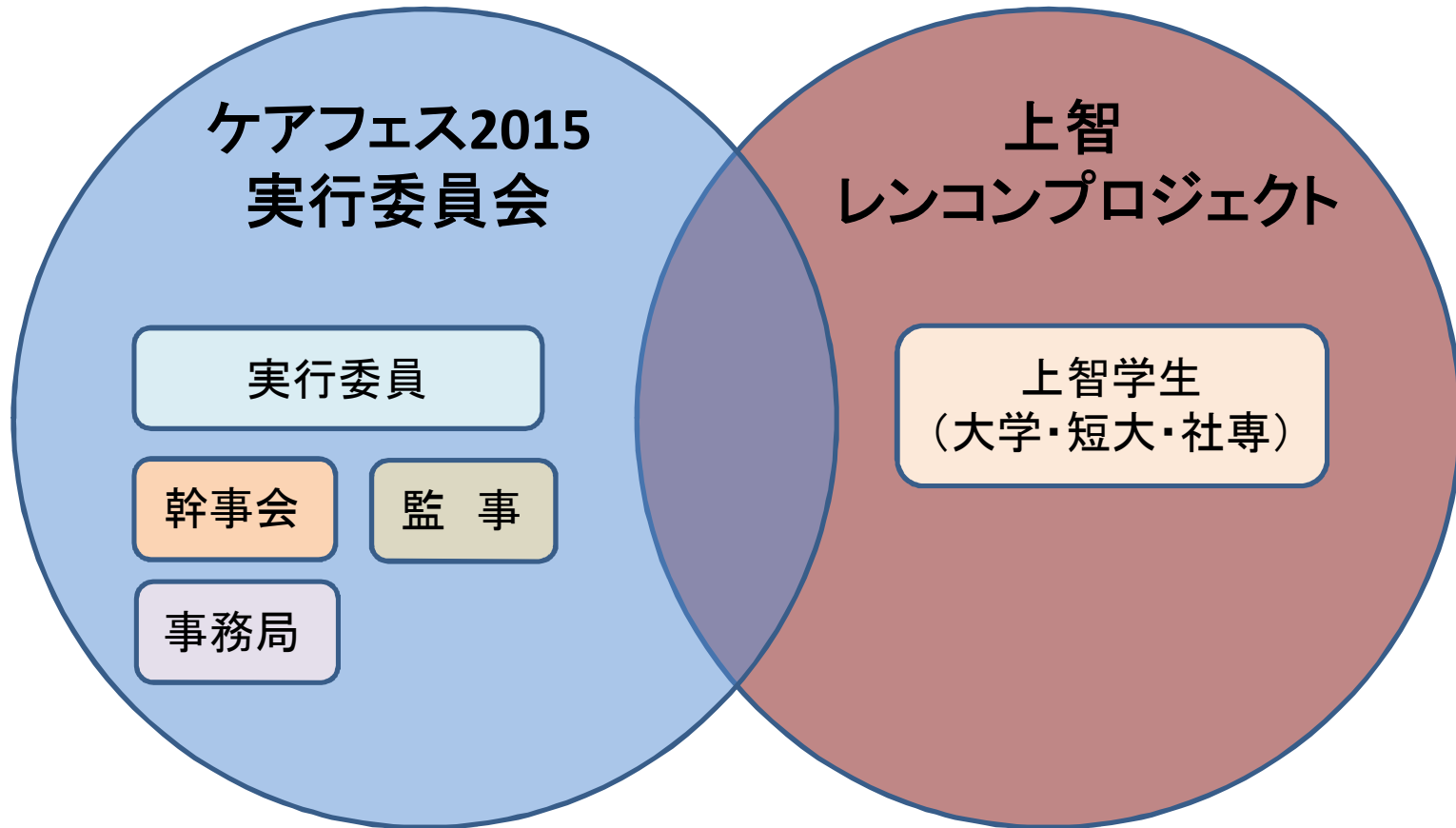
III. 添付資料 (各自でご持参ください。)

1. ケアフェス 2015 運営体制図
2. ケアフェス 2015 実行委員会規約

以上

* 発起人: 大竹幸浩、小川公一、小野寺敦志、西澤恵(代表)、野手香織、牧野史子、三浦虎彦、村松啓子

ケアフェス2015 運営体制図



ケアフェス 2015 実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は名称を「ケアフェス 2015 実行委員会」とする。

(目的)

第2条 本会は、介護者の会のネットワークを中心とした市民が、「市民の手で介護の文化を創ろう」という目的を掲げて 2005 年以来開催してきた「市民発！ 介護なんでも文化祭」、及び 2014 年にその名称を変更して開催した「ケアフェス 2014」を継承し、深化・発展させるとともに、ケアにかかわる当事者すべてが尊重される社会(地域)づくりに資することを、目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) ケアフェス 2015 の企画・計画に関すること
- (2) ケアフェス 2015 の運営に関すること
- (3) 前号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な業務に関すること

(実行委員)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し、本会の事業に参加する実行委員で構成する。

2 実行委員の任期は本会が解散するまでとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 幹事 15名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監事 1名

2 実行委員長、幹事、事務局長は、実行委員の互選により定める。

3 監事は実行委員会の同意を得て実行委員長が選任する。

4 役員任期は本会が解散するまでとする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は本会の業務を総括する。
- (2) 幹事は実行委員長を補佐し、実行委員長に事故があるとき、または実行委員長が欠けたときは、その職務を共同で代理する。
- (3) 事務局長は本会の事務を総括する。
- (4) 監事は本会の業務及び経理の監査を行う。

(幹事会)

第7条 幹事会は本会の事業に関する重要事項について審議する。

- 2 幹事会は幹事で構成する。
- 3 幹事会は実行委員長が招集する。
- 4 幹事会には必要に応じて幹事以外の者を出席させることができる。

(実行委員会)

第8条 実行委員会は本会の事業執行にあたる。

- 2 実行委員会は実行委員で構成する。
- 3 実行委員会は実行委員長が招集する。

(経費)

第9条 本会の経費は次に掲げるもので構成する。

- (1) ケアフェス2014の繰越金
- (2) 団体、企業または個人からの協賛金・寄付金
- (3) その他の収入

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するため、実行委員会に事務局を置く。

(会計および監査)

第11条 本会の予算および決算は、幹事会の決議を得て確定する。

- 2 監事は本会の会計状況を監査する。
- 3 本会の会計期間の始期は2015年5月26日、終期は解散までとする。

(解散)

第12条 本会は事業が完了した後、会計の精算を行い、監査終了をもって解散する。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会の決議により定めることができる。

附則

この規約は2015年5月26日から施行する。